

公布された条例のあらまし

◇ふるさと奈良県応援基金条例の一部を改正する条例

- 1 基金の設置目的の追加  
ふるさと奈良県応援基金の設置目的にまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業を追加することとした。
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 事務を処理する市町の追加  
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係市町を追加することとした。
- 2 市町村が処理する事務の追加  
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等の許可等に係る知事の権限に属する事務を関係市町村が処理することとした。
- 3 施行期日等
  - (1) 1については令和七年四月一日から、2については同年五月七日から施行することとした。
  - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県公告式条例の一部を改正する条例

- 1 規則の公告式の見直し  
規則の公布における知事の署名を知事名の記入に変更することとした。
- 2 規程の公告式の見直し  
規程の公表における公表の旨の前文の記入及び知事印の押印を廃止することとした。
- 3 その他の規則及び規程の公告式の見直し

- (1) その他の規則の公布における当該機関又は当該機関を代表する者の署名を当該機関名又は当該機関の代表者名の記入に変更することとした。
  - (2) その他の規程の公表における当該機関名の記入を当該機関名又は当該機関の代表者名の記入に変更し、公表の旨の前文の記入及び当該機関印の押印を廃止することとした。
- 4 施行期日
- 令和七年一月一日から施行することとした。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の給料月額について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ改定することとした。

2 諸手当の改定

初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(一)適用の職員

月額 四一五、六〇〇円 ↓ 四一六、六〇〇円

イ 医療職給料表(一)適用の職員以外の医師等の職員

月額 五一、一〇〇円 ↓ 五一、六〇〇円

(2) 期末手当(令和六年度)

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の百二十二・五 ↓ 百分の百二十七・五

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の百二・五 ↓ 百分の百七・五

イ 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の六十八・七五 ↓ 百分の七十一・二五

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の五十八・七五 ↓ 百分の六十一・二五

(3) 期末手当（令和七年度以降）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の百二十二・五 ↓ 百分の百二十五

十二月期 百分の百二十七・五 ↓ 百分の百二十五

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の百二・五 ↓ 百分の百五

十二月期 百分の百七・五 ↓ 百分の百五

イ 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の六十八・七五 ↓ 百分の七十

十二月期 百分の七十一・二五 ↓ 百分の七十

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の五十八・七五 ↓ 百分の六十

十二月期 百分の六十一・二五 ↓ 百分の六十

(4) 勤勉手当（令和六年度）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の百二・五 ↓ 百分の百七・五

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の百二十二・五 ↓ 百分の百二十七・五

イ 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 百分の四十八・七五 ↓ 百分の五十一・二五

(イ) 特定幹部職員

十二月期 百分の五十八・七五 ↓ 百分の六十一・二五

(5) 勤勉手当（令和七年度以降）

ア 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の百二・五 ↓ 百分の百五

十二月期 百分の百七・五 ↓ 百分の百五

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の百二十二・五 ↓ 百分の百二十五

十二月期 百分の百二十七・五 ↓ 百分の百二十五

イ 定年前再任用短時間勤務職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 百分の四十八・七五 ↓ 百分の五十

十二月期 百分の五十一・二五 ↓ 百分の五十

(イ) 特定幹部職員

六月期 百分の五十八・七五 ↓ 百分の六十

十二月期 百分の六十一・二五 ↓ 百分の六十

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額を改定することとした。

2 期末手当の改定

令和六年度の期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

十二月期 百分の百七十 ↓ 百分の百七十五

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、任期付研究員の給料月額を改定することとした。

2 期末手当の改定

期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。

(1) 令和六年度

十二月期 百分の百七十 ↓ 百分の百七十五

(2) 令和七年度以降

六月期 百分の百七十 ↓ 百分の百七十二・五

十二月期 百分の百七十五 ↓ 百分の百七十二・五

#### 第四 施行期日等

- 1 令和六年十二月二十五日から施行することとした。ただし、第一の2の(3)及び(5)並びに第三の2の(2)は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 2 第一の1及び2の(1)並びに第二の1並びに第三の1は令和六年四月一日から、第一の2の(2)及び(4)並びに第二の2並びに第三の2の(1)は同年十二月一日から適用することとした。
- 3 その他所要の経過規定を置くこととした。

#### ◇奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 失業者の退職手当に係る支給対象者の範囲の変更  
雇用保険法の規定による就業促進手当に相当する退職手当の支給対象者を、安定した職業に就いた者に限ることとすることとした。
- 2 失業者の退職手当に係る給付日数の延長に関する特例措置の適用期限の延長  
特定退職者であって、雇用保険法に規定する地域内に居住し、かつ知事が同法に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものに該当する場合における給付日数の延長に関する特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日以前に退職した職員まで延長することとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
  - (1) 令和七年四月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。
  - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

#### ◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 手数料の額の改定等
  - (1) 一般旅券の発給手数料の改定

- (2) 大麻草採取栽培者免許申請手数料の改定
  - (3) 輸出証明書発行手数料の新設
  - (4) 適合施設の認定手数料の新設
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
  - 3 施行期日等
    - (1) 令和七年三月二十四日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれの日から施行することとした。
      - ア 1の(3)及び(4)、2の一部並びに3の(2)の一部 公布の日
      - イ 1の(2)及び3の(2)の一部 令和七年三月一日
    - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 給付金として支払を受けた金銭の管理を行わなければならない施設の追加給付金として支払を受けた金銭の管理を行わなければならない施設に、母子生活支援施設を追加することとした。
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

◇奈良県救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 1 個別支援計画の作成等
  - (1) 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととした。
  - (2) 更生施設は、入所者の勤労意欲を助長するとともに、入所者が退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者各人の精神及び身体に適合する個別支援計画を作成し、これに基づく指導をしなければならないこととした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例の一部を改正する  
条例

1 居住費等生活費の範囲の変更  
居住費等生活費の範囲に、入居に係る初期費用（敷金その他の入居に伴い一時的に要する費用をいう。）を加えることとした。

2 居住費等生活費に充てる支援資金の上限額の変更等

(1) 居住費等生活費に充てる支援資金の上限額は、留学生一人につき月額一万六千円とすることとした。

(2) 貸与期間の初日の属する月における(1)の支援資金の額は、(1)にかかわらず、留学生一人につき、入居に係る初期費用の額（当該額が五万円を超える場合は、五万円）及び当該月における居住費等生活費（入居に係る初期費用を除く。）の額（当該額が五万円を超える場合は、五万円）の合計額の三分の一の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とすることとした。

3 施行期日等

公布の日から施行し、留学生を支援する法人が令和六年四月一日以降に貸与する修学資金に係る支援資金から適用することとした。

◇奈良県太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例の一部を改正する条例

1 太陽光発電施設の設置規制区域の見直し

宅地造成等規制法の改正に伴い、太陽光発電施設の設置規制区域について、宅地造成及び特定盛土等規制法に規定する宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を対象とすることとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 規則で定める日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

- 1 道路交通法の規定に基づく事務に関する手数料の追加及び額の改定
  - (1) 次に掲げる手数料を追加することとした。
    - ア 運転経歴情報記録手数料
    - イ 特定免許情報記録手数料
  - (2) 認知機能検査員講習手数料、運転免許試験手数料等の手数料の額等を改定することとした。
- 2 自動車の保管場所の確保等に関する法律に係る手数料の廃止  
次に掲げる手数料を廃止することとした。
  - (1) 保管場所標章交付手数料
  - (2) 保管場所標章再交付手数料
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日  
令和七年三月二十四日から施行することとした。ただし、2は、同年四月一日から施行することとした。

◇奈良県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

- 1 一時保護施設の設備及び運営の基準  
一時保護施設の設備及び運営の基準について次のように定めることとした。
  - (1) 趣旨
  - (2) 最低基準の目的
  - (3) 設備及び運営に関する基準
- 2 施行期日等
  - (1) 公布の日から施行することとした。
  - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県水道用水供給事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 水道用水供給事業の廃止に伴う条例の廃止  
水道用水供給事業の廃止に伴い、次の条例を廃止することとした。
  - (1) 奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例
  - (2) 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
  - (3) 奈良県水道用水供給条例
- 2 水道用水供給事業の廃止に伴う条例の一部改正  
水道用水供給事業の廃止に伴い、次の条例について所要の改正を行うこととした。
  - (1) 奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例
  - (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
  - (3) 一般職の職員の給与に関する条例
  - (4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
  - (5) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
  - (6) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例
  - (7) 奈良県特別会計設置条例
  - (8) 奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
  - (9) 奈良県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例
- 3 施行期日等
  - (1) 令和七年四月一日から施行することとした。
  - (2) その他所要の経過措置を置くこととした。
  - (3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。